

令和4年度「京都市商店街地域資源活用事業」実施業務委託仕様書

1 事業概要

(1) 委託事業の名称

令和4年度「京都市商店街地域資源活用事業」実施業務

(2) 事業委託期間

委託契約締結の日から令和5年3月31日まで

(3) 事業の目的

商店街は、まちの賑わい創出や安心・安全な買い物環境の提供、さらには地域コミュニティの維持などにおいて重要な役割を担っているが、ライフスタイルの多様化や少子高齢化の進展、インターネット販売の普及、新型コロナウイルス感染症による影響など、商業を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、多くの商店街では来街者の減少や経営者の高齢化・会員の減少による担い手不足等といった課題を抱え、やる気があっても独自の取組が実施できなくなるなど、組織としての機能が低下している状況にある。

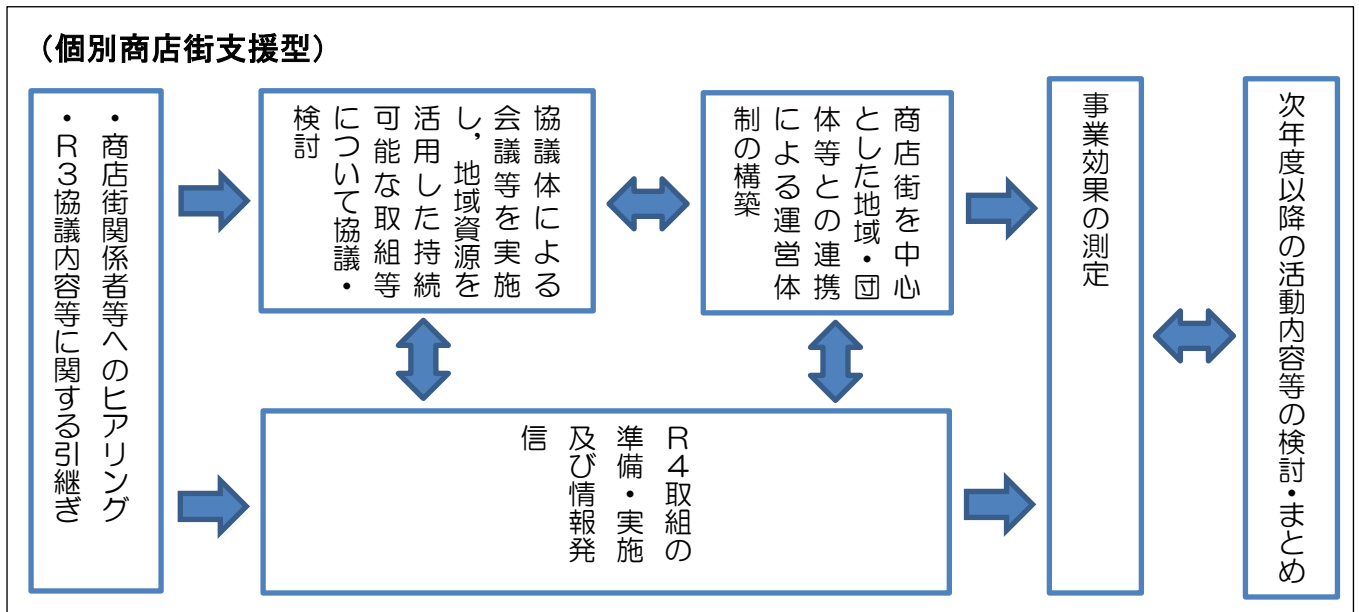
こうした中、商店街の活性化や更なる成長につなげるためには、地域に根差して活動する団体・事業者等との連携や地域資源（歴史・文化資源、社会資源、人脈資源、特産品資源、自然資源など）の活用等により、商店街を核とするエリア全体で誘客促進につながる持続可能な取組の構築を目指すことが重要であると考えている。

このため、本事業では、令和2年度は市内全商店街を対象とするヒアリング調査を実施し、令和3年度は、①個別6商店街の取組を支援する「個別商店街支援型」及び②広域的な共通の地域資源（嵐電及び銭湯）を活用しながら複数の商店街が一体的な取組を実施することで商店街間の回遊性向上等を図る「広域PR支援型」の2つの類型（合計8つのプロジェクト）を設定し、協議・検討を行い、試行的な取組や本格的な取組実施に向けた準備等を進めた。

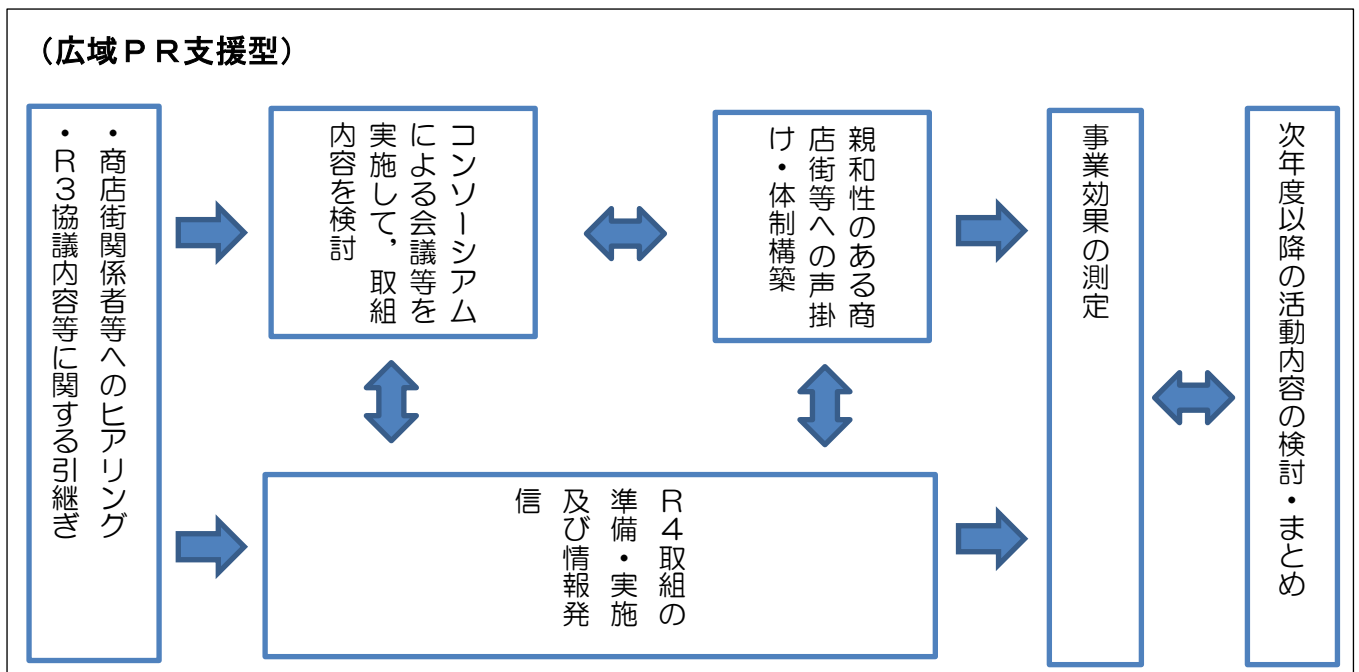
令和4年度は、過去2年間の協議内容等を踏まえ、引き続き、商店街にコーディネーター等を派遣し、地域・団体・商店街等の連携による誘客促進に向けた持続可能な取組や運営体制等の構築を支援することで商店街を核とするエリアのブランド化を目指すとともに、本事業における協議の進め方や取組内容、連携の事例等を他商店街とも共有することで、市内商店街への波及効果を見込む。

(4) 主な事業の流れ

(個別商店街支援型)



(広域PR支援型)



2 実施体制及び業務内容

本事業の目的を達成するため、次に掲げる項目を新型コロナウイルス感染症対策に十分考慮した方法で実施するものとする。

なお、本項目に明記されていない事項であっても、本事業の目的を達成し、商店街の維持・発展やエリアのブランド化につながる効果的な事業提案を妨げるものではない。

(1) 実施体制

本事業の実施に当たっては、以下の役割を担う人材を選定のうえ、配置すること。

ア 統括コーディネーター（個別商店街支援型：1名、広域PR支援型：1名）

商店街振興・まちづくりに関する深い知識と経験を持ち、誘客促進に向けた効果的な事業を構築するのに必要な能力を有し、責任者として本事業を円滑に遂行できる者とする。

また、本事業全体をマネジメントし、進捗管理及び関係者との調整等を行うとともに、本市に対して各支援事業の進捗状況等を報告する定例会議等を定期的に開催するほか、本市との協議の必要が生じた場合は、遅滞なく本市に報告・連絡・相談を行うこと。

なお、個別商店街支援型に係る統括コーディネーターが、広域PR支援型に係る統括コーディネーターを兼任することを認める。

イ 派遣コーディネーター（個別商店街支援型及び広域PR支援型で合計3名以上配置）

(7) 個別商店街支援事業

商店街振興又はまちづくりに関する深い知識及び適切な能力を有し、商店街代表者等とともに有効な取組について提案・検討・実施することができる者とする。

(4) 広域PR支援事業

商店街振興又はまちづくりに関する深い知識及び適切な能力を有し、複数の商店街代表者等とともに広域的な視点で有効な取組について提案・検討・実施することができる者であって、可能な限り、市内商店街への波及効果を高める取組を提案すること。

なお、統括コーディネーターが派遣コーディネーターを兼任することを認める。

ウ 専門アドバイザー（状況に応じて選定）

まちづくり支援に関する特定分野の専門知識や経験を有する者とする。

なお、専門アドバイザーは、各支援事業を実施する中で、統括コーディネーターや派遣コーディネーター及び本市が、支援対象商店街等が事業内容を検討する中で文化・教育・福祉等の専門的な知識・助言が必要であると判断した場合に選定する。

< 提案を求める事項 1 >

本事業に必要な質・作業量から、実務に精通し、業務遂行に必要なスキルやノウハウを有する人材を提案し、最適な体制を構築してください。

【留意事項】

特に派遣コーディネーターには、誘客促進につながる具体的な取組の提案や関係者との綿密な調整、進捗管理等を期待するものであり、商店街等のニーズや課題をしっかりと把握し、本市とも適時協議しながら、柔軟な対応・提案が可能な人材を配置すること。

(2) 業務内容

ア 共通事項

(7) 事業計画書の作成

本仕様書の内容を踏まえ、必要となる業務量や人員、期間・スケジュール等を検討のうえ「事業計画書」として取りまとめ、契約締結後、速やかに本市に提出し協議を開始すること。

(4) 本市との協議・報告

各支援事業において実施する会議の内容や具体的な取組内容等については本市と事前に十分協議するとともに、商店街関係者等と相談・協議した内容等については適宜報告し、意思疎通を図りながら事業を進めること。

(5) 成果のとりまとめ・情報発信

各支援事業における協議内容や取組の決定に至る経過、地域団体・事業者等との連携内容や運営体制、自主財源の確保に向けた取組等、他商店街の参考になるような資料を個々に作成し、SNS等を活用して情報発信を行うこと。

イ 個別商店街支援型

個別商店街支援型は、以下に記載の6商店街を支援対象とし、令和3年度に各々で実施した協議や試行的な取組等を踏まえ、誘客促進に資する地域資源を活かした効果的かつ持続可能な取組を検討・実施するとともに、大学や民間事業者等との連携、運営体制の構築、後継者の育成、自主財源の確保など、組織の活性化につながる将来的な取組等についても併せて検討すること。また、事業の効果測定や情報発信を行うこと。

【支援対象】

商店街名	行政区	商店街としてのビジョン案（仮）
新町商店街	北区	「地域でつくる商店街」 徹底的に市民参加型の取組を推進し、商店街を深く知っていただき交流を図ることで、誘客促進を目指す。
北野商店街振興組合	上京区	「いつも何かをやっている商店街」 賑わい創出に向け、地元住民や天神さん参拝者等に向けた様々な取組の実施と運営体制の構築を目指す。
千本商店街 朱雀大路の街	上京区	「歩いて裏の京都が楽しめる“千ブラ”商店街」 街歩きコンテンツを展開し、地元住民や観光客が“千本をブラブラ”歩いて楽しめる商店街を目指す。
夷川会	中京区	「生活を豊かにする銘店が揃う・御所南ストリート」 “御所南ストリート”として、会員・非会員関係なく、エリア全体で新たなブランド化を目指す。
今熊野商店街振興組合	東山区	「学生・若者にやさしい商店街」 学生等に顧客として立ち寄っていただくとともに、活躍できる場の提供や一緒に地域・商店街を盛り上げていくための仕組みづくり等を通じて活性化を目指す。
山科商店会	山科区	「～あきないとおもてなしの商店街～ 京都の東の玄関口 山科商店会」 “京都の東の玄関口”である山科の駅前好立地な環境を活かし、商いを軸とする商店街活動を通じて、地域の皆様と連携しながら山科全体の活性化を目指す。

(7) 令和3年度の協議内容の把握、地域資源や商店街のニーズ・課題等の確認

令和3年度に実施した協議や試行的な取組の実施状況等を早急に把握し引き継ぐとともに、改めて地域資源や商店街のニーズ・課題等を確認し、効果的な取組の提案につなげること。

(4) 会議等の準備・開催・摘録作成

各商店街や関係団体等との会議（協議の場）を月1回以上設定し、会場や協議用資料等の準備、当日の進行管理など、運営全般において責任を持って実施すること。また、会議等の摘録は1週間以内を目途に遅延なく作成し、本市に確認のうえ、各商店街等と共有すること。

ただし、新型コロナウイルス感染拡大の状況等を踏まえ、会議等をオンラインや電話等の方法で実施することについては、事前に本市と協議のうえ決定するものとする。

(5) 事業計画書（ブランディングシート）の作成・更新

各商店街が目指すビジョン（案）を大きな柱として、現状や課題、具体的な事業案（令和4年度に実施予定の取組及び将来的に実施すべき取組等）、運営体制、自主財源確保のための手法、予想される事業効果等を事業計画書として分かりやすくまとめ、作成し、都度開催される協議内容等を踏まえて随時更新のうえ、本市及び各商店街等とも共有すること。

(6) 関係団体や民間事業者等の協議体への参加等に関する調整

持続可能かつ効果的な取組となるよう、大学をはじめとする関係団体や民間事業者との連携・協議体への参加等について提案し、各商店街や本市の承認のもと、協議体への参加要請等について調整すること。

(7) 事業の実施

本事業の趣旨に十分留意し、具体的な取組を各商店街とともに実施すること。

なお、取組に係る事業費については委託料から負担し、1商店街あたり20万円程度（20万円×6商店街）を目安に、「広域PR支援型」と合わせて総額300万円程度とすること。

(8) 事業効果の測定

事業実施にあたっては、各商店街において来街者数や売上などの成果指標を設定し、年1回以上の効果測定を行うこと。

(9) 情報発信

他商店街の参考となるよう、各支援事業における取組を広く周知するため、適宜、本市で運用するSNS（facebook「やっぱり京都の商店街」）や各種媒体を活用するなど、情報発信の具体的な手法について提案のうえ実施すること。

< 提案を求める事項2 >

6商店街それぞれのビジョン案等を考慮し、誘客促進や組織の活性化につながる具体的な取組のほか、支援対象以外の商店街への波及効果が見込める情報発信・周知方法等について提案してください。また、本事業終了後も持続的な取組となるよう、運営体制構築のほか、自主財源確保や効果測定の方法等についても合わせて提案してください。

なお、提案内容や令和3年度の協議内容等を基に改めて各商店街と協議を行うため、提案内容をそのまま実施するものではありません。

【留意事項】

具体的な取組を検討・提案する際には、特に以下3点について留意すること。

- ・地域資源を活かした持続可能な取組（本事業終了後も商店街が自主的に実施できる取組）
- ・大学をはじめとする関係団体や民間事業者等との連携
- ・将来的に商店街を核とするエリアのブランド化を目指す取組

ウ 広域PR支援型

広域PR支援型は、以下に記載の2つの広域的な共通の地域資源（嵐電及び銭湯）をテーマに親和性のある商店街を支援対象とし、令和3年度に実施した協議や試行的な取組等を踏まえ、商店街及び関係団体等が相互に連携・協力しながら誘客促進を図る効果的かつ持続可能な取組を検討・実施するとともに、運営体制の構築や自主財源の確保に向けた取組等についても併せて検討すること。また、事業の効果測定や情報発信を行うこと。

【テーマ及び支援対象等】

テーマ	支援対象		関係団体等
嵐電	嵐電沿線の商店街 (特に途中下車駅 周辺にある商店街)	<途中下車駅周辺の商店街> ・大映通り商店街振興組合 ・龍安寺参道商店街 ・大將軍商店街振興組合 ・西四条商店会 ・新ときわ商店会 ・西一条商店会 <始発・終着駅周辺の商店街> ・四条大宮商店街振興組合 ・嵯峨嵐山周辺の5商店街 (嵐山商店街, 嵐山十軒会, 嵐山中之島会, 嵐山西の会, 嵯峨商店街)	京福電気鉄道株式会社
銭湯	銭湯が周辺にある 商店街 (取組内容次第で 制限は設けない)	・西陣京極会 ・深草商店街振興組合 ・大映通り商店街振興組合 ・新大宮商店街振興組合 他, 多数	京都府公衆浴場業生活衛生同業組合

(7) 令和3年度の協議内容の把握、地域資源や商店街のニーズ・課題等の確認

令和3年度に実施した協議や試行的な取組の実施状況等を早急に把握し引き継ぐとともに、改めて地域資源や商店街のニーズ・課題等を確認し、効果的な取組の提案につなげること。

(4) 会議等の準備・開催・摘録作成

各商店街や関係団体等が参画する協議体（コンソーシアム）による会議（協議の場）を少なくとも年10回以上設定し、会場や協議用資料等の準備、当日の進行管理など、運営全般において責任を持って実施すること。また、会議等の摘録は1週間以内を目途に遅延なく作成し、本市に確認のうえ、関係者と共有すること。

ただし、新型コロナウイルス感染拡大の状況等を踏まえ、会議等をオンラインや電話等の方法で実施することについては、事前に本市と協議のうえ決定するものとする。

(5) 事業計画書（ブランディングシート）の作成・更新

具体的な事業案（令和4年度に実施予定の取組及び将来的に実施すべき取組等）、運営体制、自主財源確保のための手法、予想される事業効果等を事業計画書として分かりやすくまとめ、作成し、都度開催される協議内容等を踏まえて随時更新のうえ共有すること。

(エ) 関係団体や民間事業者等の協議体（コンソーシアム）への参加等に関する調整

持続可能かつ効果的な取組となるよう、大学をはじめとする関係団体や民間事業者との連携・協議体への参加等について提案し、各商店街や本市の承認のもと、コンソーシアムへの参加要請等について調整すること。

(オ) 事業の実施

本事業の趣旨に十分留意し、具体的な取組を各商店街とともに実施すること。

なお、取組に係る事業費については委託料から負担し、1テーマあたり90万円程度（90万円×2テーマ）を目安に、「個別商店街支援型」と合わせて総額300万円程度とすること。

(カ) 事業効果の測定

事業実施にあたっては、各商店街における来街者数や売上などの成果指標を設定し、年1回以上の効果測定を行うこと。

(キ) 情報発信

他商店街の参考となるよう、各支援事業における取組を広く周知するため、適宜、本市で運用するSNS（facebook「やっぱり京都の商店街」）や各種媒体を活用するなど、情報発信の具体的な手法について提案のうえ実施すること。

< 提案を求める事項3 >

各商店街の課題やニーズ等を考慮するとともに、「嵐電」や「銭湯」における課題や特性を十分把握し、商店街との一体的・広域的なPRにより相乗効果が生み出される取組を提案してください。また、可能な限り、親和性のある商店街が参画できる取組とし、回遊性向上や市外からの誘客など、広域的なPR活動による効果が見込める情報発信・周知方法等について提案してください。さらに、本事業終了後も持続的な取組となるよう、運営体制の構築や自主財源確保の手法等についても合わせて提案してください。

なお、提案内容や令和3年度の協議内容等を基に改めて協議を行うため、提案内容をそのまま実施するものではありません。

【留意事項】

具体的な取組を検討・提案する際には、特に以下2点について留意すること。

- ・地域資源を活かした持続可能な取組（本事業終了後も自主的に実施できる取組）
- ・関係団体や民間事業者等との連携

3 事業の報告及び対象経費等

(1) 事業の報告

事業終了後の提出書類は以下のとおりとし、紙資料については原本のほか、副本5部、電子データは本市が指定する記録媒体に収録して提出する。

ア 実績報告書

イ 収支決算書

ウ 個別支援型及び広域PR支援型の2年間にわたる各種協議・取組内容、今後の取組方針等をまとめた活動報告書

※ 公表することで他商店街の今後の参考となり、波及効果が見込める資料となるよう、各商店街及びテーマ単位で作成し、電子データにて提出すること。

エ 本事業で取得、利用又は作成した資料

オ その他、本市が指示するもの

※ 報告書等の作成に利用した各種資料については、電子データにて提出すること。

※ 電子データはMicrosoft Word, Microsoft Excel, Microsoft Power Point, Adobe Acrobatを基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、本市と協議を行うこと。

(2) 対象経費

本事業を遂行するために必要な経費であり、通常事業と区別して経理することが可能な経費とする。

ア 人件費

イ 交通費

ウ 会場賃借料

エ 謝金

オ 消耗品費

カ 広報費

キ 通信運搬費

ク 委託費（ただし、一括再委託は除く。）

ケ アルバイト賃金

コ その他、本事業の遂行に必要と認める経費

(3) 対象外経費

ア 機械・機器等の購入経費

イ 土地・建物を取得又は借上に要する経費

ウ 施設や設備を設置又は改修するための経費

エ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費

オ 打合せの際の飲食代等、公費で負担すべきでない経費

カ その他、本事業との関連が認められない経費

(4) その他留意事項

ア 新型コロナウイルスの感染拡大の状況等、社会情勢を踏まえ、実施体制及び業務内容に関しては適宜本市と協議すること。

なお、感染状況を鑑み「2 実施体制及び業務内容、(2) 業務内容」に記載の業務が実施できなかった場合は、その実績に応じて、委託料を減額する場合がある。

イ 契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ること。

ウ 委託事業の開始から終了までの間、事業の円滑な実施のために、密に本市と連絡調整を行うとともに、毎月、実施状況を書面等により、本市へ報告すること。また、当該業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

なお、進捗状況が思わしくない場合等、本市が事業実施方法や業務実施計画の見直しを求める場合には、対応すること。

エ 共同事業体で本事業を実施する場合は、同事業体の構成員の中から代表者を選定し、本市の窓口となるとともに、共同事業体内の正確な意思伝達を行うこと。

- オ 受託者は、当該業務の遂行に当たり、本市との会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。
- カ 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- キ 本事業により生じた成果物の著作権については、本市に帰属させるものとする。
- ク 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に交渉及び適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- ケ 本事業により生じた収入については、本市が収入するものとする。ただし、商店街等が販売する商品・サービス等の売上については対象外とする。
- コ 受託者は、本事業に係る監査が行われる場合は、協力すること。
- サ この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行ったうえで決定する。
- シ 委託契約金を概算払いで受けた場合は、本事業に係る経費について、他の経費と明確に区分し、事業終了後に支出額を記載した精算書を本市に提出すること。
精算の結果、受託者へ交付した委託料に残額が生じた場合は返戻すること。
- ス 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- セ 本件調達に係る予算が成立しないときは、本プロポーザルは無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を京都市に請求することはできない。また、京都市が契約を締結しなかったため生じた損害の賠償についても同様とする。